

生衛号外  
健康号外  
令和2（2020）年4月6日

関係機関団体等 へ

栃木県保健福祉部長 海老名 英治

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の引渡しの取扱いについて（周知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和2年3月30日付け事務連絡により厚生労働省健康局結核感染症課及び同省医薬・生活衛生局生活衛生課から別添のとおり通知があり、これまでに同省から示された「新型コロナウイルスに関するQ&A」の内容を踏まえて下記のとおり取扱を整理しましたので、標記事案における御対応の際には御留意くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 遺体の移動制限等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条に基づき、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬することができると規定されていること。

### 2 遺体からの感染拡大の防止対策

- (1) 遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体については全身を覆う非透過性納体袋に収容・密封すること及び遺体を非透過性納体袋に収容・密閉後に、当該納体袋の表面を消毒することを関係医療機関に対し周知していることから、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのまま納棺し火葬するよう努めること。  
また、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容・密封されている限りにおいては、特別の感染防止対策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えないこと。
- (2) 継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にあつては、必ず手袋を着用する

こと。血液・体液・分泌物（汗を除く。）・排泄物などが顔に飛散する恐れがある場合には、不織布製マスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）を使用すること。衣服への汚染を避けるため、ディスポーザブルの長袖ガウンの着用が望ましいこと。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行うこと。消毒方法については「新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）」を参考とすること。

### 3 関係医療機関への依頼事項

遺体が新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場合、感染拡大防止の観点から、遺体搬送の依頼をする際に、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨の伝達を徹底すること及び遺体を搬送業者へ引き継ぐ際は、非透過性納体袋に遺体を収容・密封し、表面を消毒した上で、搬送事業者引き渡すことについて、別添写しのとおり依頼していること。

栃木県保健福祉部

生活衛生課 Tel:028-623-3110

健康増進課 Tel:028-623-3089